物　　品　　売　　買　　契　　約　　書

　　　　　　　　　発注者（甲）

　　　　 受注者（乙）

　物品売買について、甲・乙間に次の条項により契約を締結する。

　（契約の内容）

第1条　契約する物品名、型式、規格、形状、寸法、数量、単価、契約金額、納入期限、納入場所及び契約保証金は、別表のとおりとする。

（納入の通知）

第2条　乙は物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

　（検査の時期）

第3条　甲は物品の納入を受けたときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

2　甲は、前条の規定による検査の結果、契約の内容の全部又は一部に違反し、又は不適当であることを発見したときは、乙に対して修繕又は他品との交換を、また数量等に不足部分があるときはこれらの追納を求めることができる。この場合において、乙から修繕、交換又は追納を行うのは、甲の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

　 （支払の時期）

第4条　乙は、前条の検査を完了したときは、契約金額の支払を甲に請求することができる。

２　甲は前項の規定による適法な支払請求書を受理した時は、その日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

　（保証期間）

第5条　乙は納入後1年間（ただし、製造メーカー等において、品質保証又は契約不適合責任期間を１年間以上定めている場合その期間を優先する。）は、甲の事故によらない製作上の不備又は不良の点による修繕並びに部品の交換は無料とする。

2　前項の規定による修繕並びに部品の交換は、甲が指定する期間内に行わなければならない。ただし、乙がそれを行わないときは甲が代行し、その費用は乙が負担するものとする。

　（違約金）

第6条　乙が納入期限内に契約の履行を行わないときは、乙は甲に対し違約金を支払うものとする。この場合の違約金の額は、未納物品の代価につき、納入期限の翌日から起算し納入の日までの日数に応じ、納入期限を経過した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が定める率で計算した額とする。

　（違約金履行の延期、免除）

第7条　乙は、天災又は不可抗力その他特別の事由により納入期限までの履行ができないときは、遅延理由の発生後直ちに甲に対し履行の延期を要求することができる。この場合、甲が正当と認めたときは、その日数に限り乙の違約金の支払いを免除することができる。

　（甲の解除権）

第8条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

　(1)　 正当な理由なく、納入期限内に契約の履行ができる見込がないとき又は契約を履行しなかったとき。

　(2) 納入に関し不正の行為があったとき。

　(3)　 第９条第１項の規定に違反して、物品売買債権を譲渡したとき。

　(4)　 第９条第２項に規定する書類を提出せず、または虚偽の記載をしてこれを提出したとき並びに譲渡により得た資金を当該物品売買の履行以外に使用したとき。

　(5)　 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

　 ア　役員等（乙が個人である場合にあってはその者を、乙が法人である場合にあってはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表するものをいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　　 カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者と認められるとき。

　　 キ　前各号のいずれかに該当する者が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

　(6) 前５号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

　（権利義務の譲渡等の禁止）

第9条　乙は、甲の承認を得ないでこの契約に関する権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し及び請け負わせ、並びに担保に供することはできない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

２　乙は前項ただし書きの承諾を受けた場合は、物品売買債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

　（補則）

第10条　甲及び乙が本契約を実施するために必要な細部の事項については、そのつど協議の上決定する。

　上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保管する。

　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　発注者（甲）

　　　　　　　　　　　受注者（乙）

別表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物 品 名 | 型式・規格形状・寸法 | 数量 | 単価 | 金　額 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 　契約金額　　　　　　　￥　　　　　　　　　　　　　　　　　　（うち取引における消費税及び地方消費税の額　￥　　　　　　　　　　　） |
| 　納入期限　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　　日 |
| 　納入場所 |
| 契約保証金 |
| その他の付帯事項 |